

厚生労働省「最終的な調整結果」

資料番号	政策区分		政策事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的支援事例	制度改正による効果(政策の実現による市民の利便性の向上・行政の効率化等)	関係法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	各府県からの第1次回答
	区分	分野										
03	地方に対する税制緩和	高齢・福祉	高齢高齢者のうち高齢者受給資格の適用を 受ける14歳から14歳未満の児童が、児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすことにより、児童手当受給資格が適用されることとなる。	14歳から14歳未満の児童が、児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。	14歳から14歳未満の児童が、児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。	14歳から14歳未満の児童が、児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則	厚生労働省	川崎市	川崎市 川崎市は、児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。	川崎市は、児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。	川崎市は、児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。児童手当受給資格要件の年齢要件を満たすこととなる。

厚生労働省「最終的な調整結果」

資料番号	種別区分		種別事項 (事項名)	各府県からの第1次調整を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調整を踏まえた通知共同提案団体からの見解		補正資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案集積検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次調整	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	区分	分野		見解	補正資料	見解	補正資料					
63	地方に対する規制緩和	医療・福祉	高齢高齢者のうち高齢者受給者証の活用を促進する取組 ○医療保険制度の負担に伴う過剰給付の発生について 医療保険制度の負担に伴う過剰給付が多発するのではないかとの懸念については、本年における平成28年4月1日の10歳から14歳の被保険者の高齢化状況を踏まえたところ、両年齢層の全ての被保険者に対する高齢者の割合は、平均で14歳から19歳までの間に比べて、全体として大きな影響とはならないと考える。 また、過剰給付が発生した場合には、一定の条件付きで、「医療費控除」による対応が可能となる事案もあり、対応策の一つとして検討できるものと考えている。 ○介護上の請求書の被保険者が受ける負担の軽減について 「介護手続費等を要する」に当たっては、被保険者の利便性向上を図るため、最大額、被保険者の負担を軽減できるようにしたい。 また、将来的には、全年齢層の被保険者に対して負担軽減となるよう、介護未満の被保険者に対する介護手続費の請求についても、御検討いただきたいと思います。 ○医療費過払いの軽減について 「医療費の削減により徴収額の過払いを抑制してよい」と御検討していない地方公共団体も多いと考えられることから、その旨を地方公共団体に周知していただきたいと思います。	【付帯事項】 厚生労働省からの指示において、「国から被保険者に対して、被保険者の利便性向上のための取組が積極的に実施されるよう依頼しており、一部の被保険者では、高額療養費の支拂手続があらゆる年齢層に適用されることとなることにより、新たな負担が生じることがある。世帯主が、世帯を元来、申請年月日、口座番号などを記入して送達すれば手続が完了する。被保険者によって異なる手続があらわれていることである。この点も、自治体において、対応とある程度統一されるよう医療費支拂手続書を作成する事案や郵送料等のコストなどの負担が生じていること、また、被保険者においても、毎週、申請書に口座番号等を記入し送達するという手続がかけられていることから、厚生労働省におかれましては、当該手続が、簡便な手続ではないことを理解し、自治体及び被保険者の負担軽減のための方法を御検討ください。 また、過剰給付が多発するといった課題に対しては、過剰給付が発生した後の医療費控除について被保険者の同意を不承とするなど、事後手続の簡便化を図る制度を、併せて検討してください。 【補遺事項】 今回の提案の趣旨は、申請手続の簡便化であり、支給決定において資格の確認を省略することについては検討していない。よって、過剰給付に係る医療費請求の発生が増加するということにはならないものとする。 また、介護未満の被保険者と同一の世帯への対応を含め一定の整理は必要であるが、区分する合理的理由がないのであれば、全体への簡便化の取組も視野に入れた検討を求めます。 【参考】 医療費控除は他の医療保険に比べ被保険者が行う手続が複雑なところがある。被保険者控除の控除額で医療費控除の発生額は超過ではない旨が通知に添わず毎年申請させることは結果的に負担を軽減させ、ひいては高齢者の医療費の増加の要因の一端を減らすことと認められる。 被保険者によって利用しやすい制度となるようぜひとも手続の簡便化に向けて検討をお願いしたい。	【全国市長会】 被保険者の負担軽減、事務の効率化等の観点から、十分な検討を求め、	○本提案については、どのような方法が可能か検討していきたいとのことであるが、介護以上の高齢高齢者と10歳から14歳までの前掲高齢者とは医療機関の受診状況にそれぞれの経過は異なり、10歳から14歳までの前掲高齢者にとって高額療養費を毎月申請することは大きな負担となっていることから、その負担を軽減するため、高額療養費の負担を軽減可能な範囲で、地方公共団体と協働に検討を進め、平成28年の閣議決定に間に合うよう、結論を出していきたい。また、結論に向けた検討スケジュールを示していきたい。 ○医療費削減により、徴収書の過払いを抑制してよいこととしているとのことであるが、そのように抑制していない医療費削減(地方公共団体等)も存在することから、その旨を平成28年中に医療保険者(地方公共団体等)に対して周知していただきたい。	○国は、各府県医療の推進計画に沿って、自治体と協働に検討しており、高額療養費の支拂手続の簡便化についてその場上一つずつ、協議していきたい。また、その結果を踏まえ、平成28年中に実施した方向性を示したい。 ○医療費の削減については、負担の方向性上併せ、一部負担金の支払い状況の確認等といった被保険者の適正な取組を促すために必要な事象と見なし、平成28年中に医療保険者に対して周知を促していきたいと考えている。	【厚生労働省】 (1) 医療費控除(第33条19号) (2) 医療費控除(第33条19号) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う医療費控除の削減から10歳までの被保険者の高額療養費の支拂手続については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡便化することは可能とし、平成28年中に地方公共団体と協働を進める。 また、高額療養費の支給申請の際、原則として高額医療保険の被保険者の判断により、徴収書(一部負担金の支払額の超過額)の過払いを抑制できることについて、改めて国民健康保険の被保険者に平成28年中に通知する。				

厚生労働省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な実施事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	関係法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された実施事例(主なもの)＞	各府県からの第1次回答
	区分	分野										
16	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療従事者養成事業における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	医療従事者養成事業における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	医療従事者養成事業における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	医療従事者養成事業における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	医療従事者養成事業における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	医療従事者養成事業における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	医療従事者養成事業における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	医療従事者養成事業における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	医療従事者養成事業における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	医療従事者養成事業における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和
17	地方に対する規制緩和	医療・福祉	看護職員を養成・転用における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	看護職員を養成・転用における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	看護職員を養成・転用における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	看護職員を養成・転用における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	看護職員を養成・転用における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	看護職員を養成・転用における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	看護職員を養成・転用における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	看護職員を養成・転用における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	看護職員を養成・転用における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	看護職員を養成・転用における自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和
18	地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)実施の要件緩和

厚生労働省「最終的な調整結果」

案件番号	種別区分		後援事項(事業名)	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する別添資料(平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	区分	分野		見解	補足資料	見解	補足資料				
66	地方に対する規制緩和	医療・福祉	高齢者介護施設等における自立支援医療(精神通院医療)供給責任の履行手続等の簡便化	高齢者介護施設等については、自治体職員等も必要となることから人員の確保に苦慮している状況である。週休日や有給休暇の取得など職員が働きにくい環境を整えることも、事業を進めていくことが大切であることから、あらかじめ出席定員数が少ない土曜日については、会費での実施をした場合、どちらにも同じ日数としてマックスまでできるような取組の取組をお願いしたい。 三重市の学童保育施設が休みの土曜日の利用状況は、平均で4人(平成28年4月実績)となっており、職員1人に1名(児童1人)となっている。 一方で、平成28年4月時点で、市内の学童保育施設の待機児童数は78人となっており、来年度に向けて学童保育施設の確保も計画されていることから、施設の円滑な運営のためにも異なる職員の確保が必要となってくる。				【全国知事会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		提案団体の意見によりのマックスを目指す場合は、支援員を委託している1つのケアに限り、実施日数に加重可能としても、開所日数が限られる日数であっても、200日から449日間開所し、平均して一定数の児童が滞在する場合には、特例として補助費を交付することとしている。こうした取組を奨励していただき、事業の円滑な実施をお願いしたい。	
75	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護介護を伴った転居における自立支援医療(精神通院医療)供給責任の履行手続等の簡便化	高齢者介護施設等の取組については、追加共同提案団体の数から分かる通り、地方自治体は3割に達していないと考えられるため、再度、十分な周知を促していただきたい。 また、取組するにあたっては、受給資格の取得を受け高齢者施設等への施設(受給資格の手続きまであることも必要であることから、関係機関に対しても周知をしていただきたい。 なお、福祉のく追加共同提案団体及び自治体等から申された支援事項(主なもの)に記載されているように、「医療機関等については、受給資格の取得がない場合は、療養の受給資格の付与なしに、受給資格の取得が完了している」との事項があることから、このようなことなどいう、追加の周知の必要と考える。		【熊本県】 本提案は、転居費用(政令市を含む)を併せて取組む場合の申請書の簡便化を求めたもので、費用の2分の1を負担する都道府県等間で合意することにより、換期間の支給決定を簡便化できるものとなります。 なお、転居先から受給費・診断費を取り寄せ提出した書類が不受理になった案件はありませぬ。		【全国知事会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、各府県からの回答が「施設費等の支給に支障が生じることのないよう対応可能となっているが、事業関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。		1) 次回答のとおり、新たに転居費主体となる転居先の転居費用が、改めて診断書等により自立支援医療(精神通院医療)を受ける必要性を判断する必要のあることから、転居先の都道府県に対して再度確認を行うこととする。 平成18年7月14日付事務連絡(自立支援医療における支給認定有効期間内に居住地を移転した場合の取扱いについて)が浸透していないと考えられるの取組については、改めて都道府県に対して再度確認を行う。	【厚生労働省】 (20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(甲17法) (21) (1) 自立支援医療に係る支給認定を受けた障害者等が当該支給認定の有効期間内に当該支給認定した市町村(精神通院医療)において、転居費用は受給資格となる。以下「市町村等」という。)ほかの市町村等に転居した場合における転居先市町村等に対する支給認定の申請(5条)については、障害者等の障害性向上を転居後の生活と受給資格の取得に支障を及ぼさないとする観点から、申請窓口である転居先の市町村が当該障害者等の転居先の市町村等における支給認定に係る申請の受理および取組を早期に実施することが可能なこと、精神通院医療については転居先の市町村に申請のあった日を支給認定の有効期間の始期とすることが可能なこと等を、地方自治体に平成28年度中に通知する。
76	地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療(精神通院医療)の期間延長	回答の当該申請に係る障害者等に病状の変化及び治療方針の変更がない」として条件を付し、障害者の病状を全くとらえ、長期継続の必要はないと判断した。 しかし、身体障害者手帳等の所持者の府県等に対する考え、症状が改善される例の少なさ、長期的な療養の必要性、高齢者の急、精神通院医療の給付が年々減少していることから、自立支援医療(精神通院医療)受給資格の更新の期間を1年毎から2年毎に延長することについて、再度検討していただきたい。 障害者の病状が2年に1度になり制度が複雑となったなどの意見が出ている状況やレベルでは年間交付件数が交付件数を超過する見込み、是非検討していただきたい。		【熊本県】 移行中(平成28年1月～6月)により県民が前年度の継続状況により自己負担額を設定することになっており、必ずしも受給者の自己負担額が現状の収入額に照らして決定しているものには異ならない。負担額に改善が生じた場合は、その都度申請により対応することとすることで、自己負担額の決定方法を検討することが重要と考えます。 なお、精神障害者保健福祉手帳の有効期間が2年であることから、自立支援医療の更新期間を2年毎とするのは、精神障害者の切替の際にマンパワーを用いて所得の審査をし、所得区分を切り替えることは検討はできないのか、また、更新する人は8割を超えているため、更新を2年毎にすることは有責負担の軽減になると考える。		【全国知事会】 毎年度経済状況が変わる受給者もあり、自己負担と関係の設定を簡便化する等の対策をしなければ、更新手続を2年毎にした際に、自己負担と関係によっては、受給者に不利な可能性がある点に留意が必要。		1) 提案団体以外の都道府県や関係団体等の意見を聞きながら、支給認定の有効期間を2年とすることが安かろうかについて検討を行う。 なお、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定の申請に係る事業についての審議に関する事項については、マニトパーを用いることについては、平成27年11月20日付事務連絡(障害者保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る重要事項等)についてにおいてしている所あり、市町村が実施し、審査の準備を行っている場合には、市町村個人番号取得準備を進めることとすることで、市町村が審査の準備を行うことについて、地方自治法に基づく事務取扱特例条例を制定した場合には、市町村がマニトパーを用いた申請を行うことが可能となる。 また、この取組は、市町村が個人番号取得の審査管理業務を講じるよう適切かつ必要な監督を行わなければならない。	【厚生労働省】 (20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(甲17法) (21) (1) 自立支援医療に係る支給認定の有効期間(5条)については、地方自治体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その他案に基づいて必要な措置を講ずる。

厚生労働省「最終的な調整結果」

報告番号	事業区分	事業分野	後援事項(事業名)	各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調査を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主要な検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次調査	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容
				見解	補足資料	見解	補足資料				
01	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療従事者支援施設認定資格取得の効率的活用	本邦において、医師の確保で、 「保育士の免許を有しない職員より、保育士の免許を有しないが勤務時間の短い職員の方が、児童に対する指導(保育)指導に優れている」として、保護者や子どもから信頼される職員の確保について、研修を通じて、研修の効果を上げていくことが多い。 「保育士の有資格者については、受講科目の一部免除が認められているが、勤務継続者については、そのような措置が認められていないため、指導職員の不足が深刻。現在認定資格取得を受講している医師等から、研修期間中に専門性向上の研修を受けることが必要である」として、認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。				【全国市長会】 認定資格取得の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 下記の個別のバージョンについて、事務局との意見、必要に応じて検討すべきではない。 ① 認定資格取得の研修については、事務局との意見、必要に応じて検討すべきではない。 ② 認定資格取得の研修については、事務局との意見、必要に応じて検討すべきではない。 ③ 認定資格取得の研修については、事務局との意見、必要に応じて検討すべきではない。	【厚生労働省】 (4) 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。	
02	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療従事者支援施設認定資格取得の受講免除	保育士等の認定資格取得を受ける者は、その資格取得過程で子どもを指導するための基礎知識を習得しており、例えば、資格取得のための研修を免除し、代わりに認定資格取得に必要な知識に関するテキスト等を発行し、認定資格取得の研修を受講する必要があることとすることで、研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。				【全国市長会】 認定資格取得の実現に向けて、十分に検討すること。 なお、検討にあたっては、保育の質が確保されることを前提とする。	○ 経路調整の研修については、子ども子育て支援事業計画の第1回の研修状況の把握、検討を行うこととすることで、認定資格取得の実現に向けて、十分に検討すること。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。	【厚生労働省】 (4) 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。	
111	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療従事者支援施設認定資格取得の研修の受講要件の緩和	① 子育て支援員に対する認定資格取得の必要経年数の短縮化 本市認定資格取得の研修は、パートタイム勤務の必要要件を満たすまで3〜4年かかるとともに、研修期間中の研修の負担が大きい。認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。				【全国市長会】 認定資格取得の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 下記の個別のバージョンについて、事務局との意見、必要に応じて検討すべきではない。 子ども子育て支援事業計画(認定資格取得システム)において、認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。	【厚生労働省】 (4) 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。	
212	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療従事者支援施設認定資格取得の研修の緩和	① 認定資格取得の研修は、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。				【全国市長会】 認定資格取得の実現に向けて、十分に検討すること。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。	○ 認定資格取得の実現に向けて、十分に検討すること。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。	【厚生労働省】 (4) 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。	
07	A 種別特種	医療・福祉	一時預かり事業及び病児保育事業の認定資格取得の併用	一時預かり事業と一時預かり事業については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。				【全国市長会】 指導監督の公正性や専門性の担保、事務負担の増加について配慮が必要。	○ 一時預かり事業及び病児保育事業の事業実施要領上の実施主体が市町村であることを踏まえ、市町村が指導監督を行う専門的視点に欠けることは考えないが、事業実施に当たっては、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。	【厚生労働省】 (4) 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。	
09	地方に対する規制緩和	その他	事業法の改正による事業法の改正による規制緩和	事業法の改正による規制緩和については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。				【全国市長会】 国民が満足することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。			【厚生労働省】 (4) 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。 認定資格取得の研修については、認定資格取得の研修と併せて実施しているものがあり、質向上研修を受講している勤務継続者については、重複した研修の負担を軽減し、研修の効果を上げていくことが必要である。

厚生労働省「最終的な調整結果」

資料番号	区分	政策区分	施策事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(従来の実施による住民の利便性の向上・行政効率化)	関係法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加実施団体及び当該団体等から示された実施事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答
											団体名	実施事例	
100	B	地方に対する規制緩和	高齢者が介護の負担を軽減する個人事業主に対する課税の特典	高齢者が介護の負担を軽減する個人事業主に対する課税の特典	高齢者が介護の負担を軽減する個人事業主に対する課税の特典	高齢者が介護の負担を軽減する個人事業主に対する課税の特典	高齢者が介護の負担を軽減する個人事業主に対する課税の特典	厚生労働省	国土交通省、国土審議院、国土審議院、国土審議院	高齢者が介護の負担を軽減する個人事業主に対する課税の特典	高齢者が介護の負担を軽減する個人事業主に対する課税の特典	高齢者が介護の負担を軽減する個人事業主に対する課税の特典	
103	B	地方に対する規制緩和	結核療養費負担軽減	結核療養費負担軽減	結核療養費負担軽減	結核療養費負担軽減	結核療養費負担軽減	厚生労働省	厚生労働省、厚生労働省、厚生労働省	結核療養費負担軽減	結核療養費負担軽減	結核療養費負担軽減	
104	B	地方に対する規制緩和	児童扶養手当受給者に対する給付金増額	児童扶養手当受給者に対する給付金増額	児童扶養手当受給者に対する給付金増額	児童扶養手当受給者に対する給付金増額	児童扶養手当受給者に対する給付金増額	厚生労働省	厚生労働省	児童扶養手当受給者に対する給付金増額	児童扶養手当受給者に対する給付金増額	児童扶養手当受給者に対する給付金増額	
115	B	地方に対する規制緩和	指定養育士養成施設の定員増強	指定養育士養成施設の定員増強	指定養育士養成施設の定員増強	指定養育士養成施設の定員増強	指定養育士養成施設の定員増強	厚生労働省	厚生労働省	指定養育士養成施設の定員増強	指定養育士養成施設の定員増強	指定養育士養成施設の定員増強	
116	C	A又はBに関連する見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	厚生労働省	厚生労働省	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	
117	B	地方に対する規制緩和	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	厚生労働省	厚生労働省	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	生活保護受給者の生活保護費の交付対象者の見直し	

厚生労働省「最終的な調整結果」

案件番号	種別区分	種別・福祉分野	従来事項(事項名)	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた通知団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案集積検討専門部会からの主な再検討の理由(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する別添資料(平成28年12月20日閣議決定)記載内容
				見解	補足資料	見解	補足資料				
103	地方に対する規制緩和	医療・福祉	高齢者が介護受給者として要介護認定を受ける際の要介護1認定要件の厳格化による要介護1認定の厳格化	要介護認定法が施行される平成28年4月1日までに、通知が明確化されるよう、検討を進めていただく。					要介護認定法改正を踏まえ、施行に際しては各種通知改正に係る検討と合わせて検討を行う。	<p>【厚生労働省】</p> <p>(4)要介護認定(要2法164)</p> <p>(5)要介護認定の通知については、要介護1認定とされている要介護1認定申請書について、要介護1認定要件が厳格化されることによる影響について、関係府県に通知を行う。</p>	
103	地方に対する規制緩和	医療・福祉	特別養護老人ホームの増設	厚生労働省、内閣府「取組者からの一次回答」では、特定個人情報等の必要性や業務の効率化のため、本府県については、要介護認定法改正に関する事項において、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。しかし、今回、要介護1認定要件の厳格化による影響を踏まえ、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。					<p>【全国市長会】</p> <p>関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>	<p>特別養護老人ホームの増設については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>(1)関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p> <p>(2)関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p> <p>(3)関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>
104	地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童扶養手当支給要件の厳格化	児童扶養手当支給要件の厳格化については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。					<p>【全国市長会】</p> <p>関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>	<p>児童扶養手当支給要件の厳格化については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>(4)児童扶養手当支給要件の厳格化については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>
113	地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定養護老人ホームの増設	指定養護老人ホームの増設については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。					<p>【全国市長会】</p> <p>関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>	<p>指定養護老人ホームの増設については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>(4)指定養護老人ホームの増設については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>
114	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護受給者の増減	生活保護受給者の増減については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。					<p>【全国市長会】</p> <p>関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>	<p>生活保護受給者の増減については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>(4)生活保護受給者の増減については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>
117	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護受給者の増減	生活保護受給者の増減については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。					<p>【全国市長会】</p> <p>関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>	<p>生活保護受給者の増減については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>(4)生活保護受給者の増減については、関係府県との協議を進める必要があることとの回答であった。</p>

厚生労働省 「最終的な調整結果」

情報番号	種別区分	区分	分野	施策事項(事項名)	各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調査を踏まえた追加共同提案団体からの見解		追加資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の理由(重点事項)		各府県からの第2次調査	平成29年の地方からの提案等に關する別添資料(平成29年12月20日閣議決定)記載内容
					見解	追加資料	見解	追加資料		見解	追加資料				
114	地方に対する規制緩和	高齢・福祉		高齢者の生活保護費削減の取組	高齢者の生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の取組の一環として、一体的な取組として実施されるべきである。生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。					【全国知事会】 生活保護費削減は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。					
115	地方に対する規制緩和	高齢・福祉		生活保護費削減の取組	生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。	【見解】 生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。				【全国市長会】 生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。	【生活保護費削減専門部会】 生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。生活保護費削減の取組は、生活保護費削減の一環として実施されるべきである。				

厚生労働省「最終的な調整結果」

資料番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(従来の実施による長年の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	各府庁からの第1次回答
	区分	分野										
204	地方に対する施策	高齢・福祉	生活保護費の適正な徴収方法の弾力化	生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、
202	地方に対する施策	高齢・福祉	生活保護費の適正な徴収	生活保護費(以下「法」という。第18条に基づき発生する債務の発生負担に資する生活保護費の適正な徴収方法の弾力化)について、生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費(以下「法」という。第18条に基づき発生する債務の発生負担に資する生活保護費の適正な徴収方法の弾力化)について、生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費(以下「法」という。第18条に基づき発生する債務の発生負担に資する生活保護費の適正な徴収方法の弾力化)について、生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費(以下「法」という。第18条に基づき発生する債務の発生負担に資する生活保護費の適正な徴収方法の弾力化)について、生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費(以下「法」という。第18条に基づき発生する債務の発生負担に資する生活保護費の適正な徴収方法の弾力化)について、生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費(以下「法」という。第18条に基づき発生する債務の発生負担に資する生活保護費の適正な徴収方法の弾力化)について、生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費(以下「法」という。第18条に基づき発生する債務の発生負担に資する生活保護費の適正な徴収方法の弾力化)について、生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費(以下「法」という。第18条に基づき発生する債務の発生負担に資する生活保護費の適正な徴収方法の弾力化)について、生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、	生活保護費(以下「法」という。第18条に基づき発生する債務の発生負担に資する生活保護費の適正な徴収方法の弾力化)について、生活保護費の適正な徴収方法を求め、生活保護費の負担軽減や納付忘れの防止に繋げることができよう、法の改正を求め、

厚生労働省 「最終的な調整結果」

整理番号	種業区分 区分 分野	種業事項 (事項名)	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月20日閣議決定)記載内容
			見解	補足資料	見解	補足資料				
204	地方に対する規制緩和	生活保護の法道徳的 徴収方法の弾力化	生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化	生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化	生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化	生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化	生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化	生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化	生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化	生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化 生活保護の法道徳的徴収方法の弾力化
205	地方に対する規制緩和	生活保護費と返還金の 徴収方法の弾力化	生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化	生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化	生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化	生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化	生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化	生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化	生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化	生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化 生活保護費と返還金の徴収方法の弾力化